

令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務 公募型プロポーザル募集要領

令和7年7月1日

1 事業の目的

女性の発症リスクが高いとされる骨粗鬆症は、加齢等による骨量の減少により骨折しやすくなる疾病であり、市町村が実施する骨粗鬆症検診を定期的に受診し、骨粗鬆症及び骨折の予防に繋げることが重要である。

福島県は、骨粗鬆症検診受診率は全国平均と比較して高い数値となっているが、精密検査の受診や治療の動向について把握がされていない状況である。

そのため、骨粗鬆症検診後の精密検査受診や治療動向を把握し、課題を明らかにし、今後の骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの行動変容を含めた対策の検討を行い、介護予防に資することを目的として本事業を実施する。

2 業務概要及び仕様

(1) 委託業務名

令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務委託 提案仕様書」のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限

6,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務委託予定者の選定

公募型プロポーザル

4 主なスケジュール

公募開始日	令和7年7月1日（火）
質問書の提出期限	令和7年7月7日（月）17時まで
質問に対する回答	令和7年7月10日（木）17時まで
参加表明書の提出期限	令和7年7月14日（月）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月23日（水）17時まで
プレゼンテーション審査日	令和7年7月29日（火）午後
審査結果の通知	令和7年7月30日（金）以降

5 参加資格に関する事項

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 本業務の目的に沿った事業が確実に履行できる体制の法人又は団体であること。

6 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下、「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

7 質問の受付

(1) 提出書類

質問書（第1号様式）

(2) 提出期限

令和7年7月7日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。件名は「令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせ下さい。なお、電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。個別の回答は行いません。なお、回答にあたっては、質問のあった参加者名を表示しません。

(5) 回答日時

令和7年7月10日（木）17時までに掲載します。

8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（第2号様式）

(2) 提出期限

令和7年7月14日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

また、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。

(4) その他

ア 参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出願います。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

委託提案仕様書の業務内容に記載している各業務が円滑かつ確実に遂行でき

る具体的な実施方法及び工程を提案してください。様式は任意ですが、日本工業規格 A4 版とし、表紙を除き 12 ページ以内、製本は、カラー両面印刷、長編綴じ、左上 1 ヶ所止めとしてください。

イ 事業経費積算書（任意様式）

経費区分がわかるように具体的に記載してください。

ウ 業務実施体制書（第 3 号様式）

本業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、本書に明記してください。

エ 担当者経歴書（第 4 号様式）

オ その他企画提案の説明に必要となる書類

カ 団体等概要（第 5 号様式）

キ 上記カで業務実績として記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 6 号様式）

ケ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

コ 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

（2）提出部数

ア～カ 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

キ～コ 1 部（正本 1 部）

（3）提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時まで（必着）

（4）提出方法

持参又は郵送してください。

なお、アについては、電子メールにより PDF データでも提出してください。

持参の場合は、県庁開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。ただし、提出期限当日は 17 時までとします。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）提出者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

（2）プロポーザルの参加に要する費用等は、すべて提出者の負担とします。

（3）提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

（4）提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提出者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

（5）提出された企画提案書等は、返却しません。

（6）指定する日時、場所において提示がなかった場合及び本募集要領に定める事項に

反する提示があった場合には、その企画提案は無効とします。

(7) 提出された企画提案書等は、法令に定める不開示情報を除き公文書として開示対象となる場合があります。

(8) 提出された企画提案書等は提出者に無断で使用しないものとします。

11 審査の実施

(1) 審査会の開催日時

令和7年7月29日(火)午後(予定)

※ 詳細な時間は提出者が決定次第、通知します。

(2) 開催形式

Zoom ミーティングにより実施します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目及び配点		評価の視点
現状・業務理解		
(20点)	現状理解	骨粗鬆症や県内県民の現状を理解しているか。
	業務理解	本業務の趣旨を理解した上で提案しているか。
企画提案		
内容 (55点)	企画性①	現状分析や実態把握、将来予測の手法に関して具体的かつ論理的な提案となっているか。
	企画性②	必要十分な量の調査分析及び明確でわかりやすい資料づくりが見込まれる提案であるか。
	企画性③	骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの施策の活発な議論を促すための提案であるか。
	付加的な提案	提案事項に工夫や独自性があり、事業の目的達成に当たり、より大きな効果が期待される内容か。
	事業費の妥当性	見積書に所要経費や算定根拠が明確に示されているか。算定金額は妥当か。
業務遂行		
内容 (25点)	業務体制	技能・経験を持った人員の配置を含め、業務を実施する上で十分な体制であるか。
	スケジュール	業務を円滑かつ確実に実施できる業務実施工程となっているか。
	業務実績	本業務と類似業務の実績があるなど、業務実績から本業務の実施能力があると判断できるか。

(4) 業務委託予定者の選定

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査委員のヒアリングによりこれを総合的に評価し、総合得点の最も高い提出者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。

なお、審査の結果、上位2者が同点であった場合は、事業経費積算額の低い提出者を選定します。

また、提出者が1者であった場合は、すべての審査委員の評点が60点以上であることを条件とします。

(5) プレゼンテーションにおける留意事項

ア 出席者は、1事業者2名までとします。

イ 説明時間は1事業者15分、質疑時間は10分、計25分程度の予定です。

※ 提出者数により時間を調整することがあります。

※ 10分及び14分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、15分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。

12 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

令和7年7月30日（水）以降に、提出者全員に書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けません。また、業務委託予定者とならなかった事業者については、これを通知した日の翌日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面（任意様式）にて求めることができます。

(2) 審査結果の公表

令和7年7月30日（水）以降に、業務委託予定者名及び各提出者の評点等を健康づくり推進課ウェブページで公表します。

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議

委託契約に係る仕様書は、業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、県と業務委託予定者との協議により内容を一部変更する場合があります。

(2) 契約金額の決定

前項の協議結果により仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。なお、見積金額は2（4）委託料の上限を超えないものとします。

(3) 委託契約の手続き

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約により、委託契約を締結するものとします。また、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、同規則第 229 条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

（４）評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

（５）委託料の支払い

委託業務完了後を原則としますが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払できることとします。

（６）その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果における総合評価の次点者と契約の協議を行います。

14 失格事項

（１）本募集要領に定める手続き以外の方法により、提出者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めた場合、その提出者を失格とします。

（２）提出書類が次のいずれかに該当した場合についても前項同様とします。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 事業経費積算額が 2（４）の委託料の上限を超過しているもの

15 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号（西庁舎 7 階）

福島県保健福祉部健康づくり推進課 健康長寿・地域包括ケア担当

電話 024-521-7165 F A X 024-521-2191

メール houkatsu@pref.fukushima.lg.jp